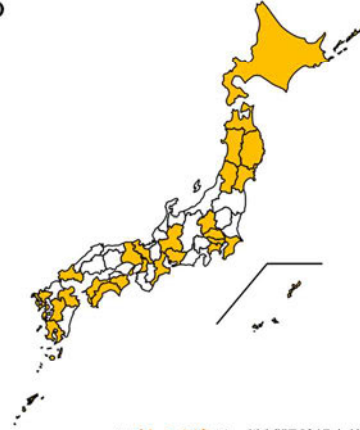


認知症の本人からの発信の支援 (認知症本人大使の任命)

- ・ 国において、7名の「希望大使」(令和2年～丹野智文さん、藤田和子さん、柿下秋男さん、春原治子さん、渡邊康平さん、令和6年～鈴木貴美江さん、戸上守さん)を任命
- ・ 都道府県において、令和2年度以降、27都道府県、95名の地域版の希望大使を任命(令和7年12月31日現在)



※オレンジ色は、地域版希望大使を任命しているところ
(このほか、検討中もあり)

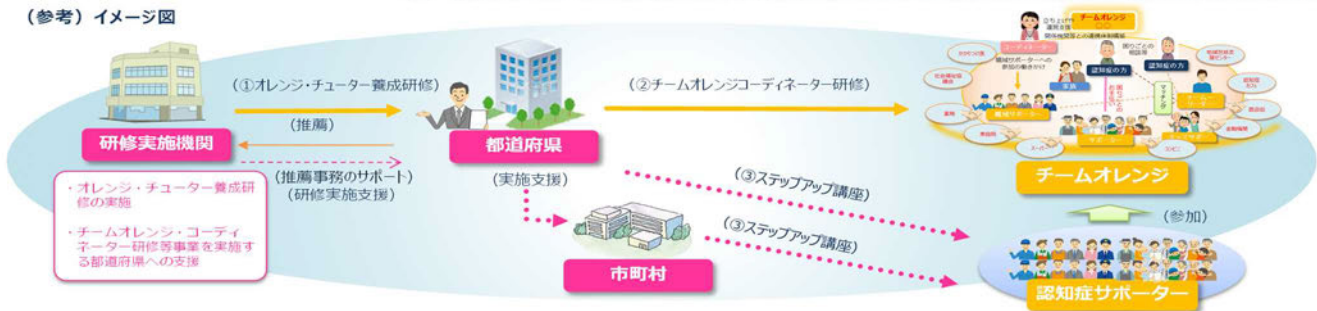
認知症の本人が自らの言葉で語り、認知症になっても
希望を持って前を向いて暮らすことができている姿等を積極的に発信

チームオレンジに関する研修の概要

No.	研修等	目的	対象者	主な講師	実施者	補助金等	主な内容
①	オレンジ・チューター養成研修	チームオレンジコーディネーター研修の講師を養成	都道府県が推薦する者(※)	研修実施機関が選定する者	研修実施機関	認知症サポーター等推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆ステップアップ講座の組み立て方 ◆認知症高齢者の状況・ニーズ把握の方法 ◆チームオレンジの効果的な編成方法や既存の社会資源の活用方法 ◆認知症の意思決定支援と認知症の人への接し方 ◆総合演習等
②	チームオレンジコーディネーター研修	チームオレンジの効果的な編成方法や運営のノウハウ等を伝達	コーディネーター、チームオレンジのチームリーダー等	オレンジ・チューター	都道府県	地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)	◆上記のオレンジ・チューター養成研修の内容に沿った講義等を実施
③	ステップアップ講座	チームオレンジのメンバーを養成	チームオレンジへの参加を希望する認知症サポーター	キャラバン・メイト等	都道府県 市町村	介護保険事業費補助金 地域支援事業交付金	<ul style="list-style-type: none"> ◆チームオレンジの支援活動の内容等に応じて地域の実情に応じた講義等を実施(講義の例) ・チームオレンジの意義と役割 ・認知症の人への接し方などチームオレンジで活動するために必要な知識、対応スキルに関する講義 ・個人情報、プライバシーへの配慮に関する講義 ・認知症の本人の話を聴くなど座学以外の実習や演習 ・意思決定支援に関する講義など

(※) 都道府県ごとに2～3名程度。都道府県が適任者を選任することが困難な場合は研修実施機関が個別に相談に応ずる仕組みを設ける予定

(参考) イメージ図

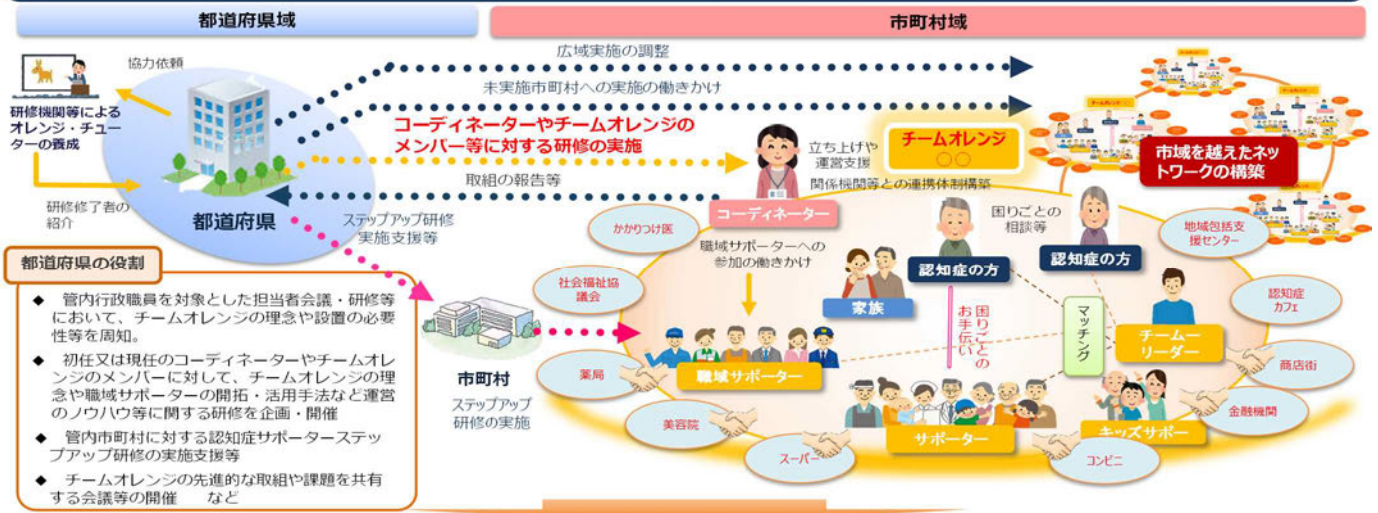


チームオレンジコーディネーター研修等事業(都道府県)

- ◆ チームオレンジの整備・活動を推進するために市町村が配置するコーディネーター等については、認知症の人や家族を地域で支える体制を構築していく上で非常に重要な役割を担うことから、**その活動の質を担保しながら整備の推進を図っていくことが重要。**
- ◆ このため、**各都道府県は**、コーディネーター活動の基本理念や具体的なマッチングの手法等に関する知識・技術等に関する研修(研修機関等が実施)を受けた**オレンジ・チューターを活用しながら**、市町村が配置したコーディネーターやチームオレンジのメンバー等に対する研修などチームオレンジの市町村実施に対する側面的な支援を行うことにより、**一定の活動の質を担保しながら、2025年を目標に全市町村で認知症サポーターを中心とした支援チーム(チームオレンジ等)の整備を目指す。**

地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)の支援メニューの一つとして、

チームオレンジ・コーディネーター研修等事業を実施



全国的に一定の質を担保しながら全市町村で認知症サポーターを中心とした支援チーム(チームオレンジ等)を整備

(参考)チームオレンジコーディネーター研修 カリキュラム例

※ 研修は標準合計時間の3時間から4時間を目安に行う。

内容	目的	標準時間
I オリエンテーション 1 認知症サポーターキャラバンの仕組み 2 認知症の正しい知識の普及と支援の構造	①認知症サポーターキャラバンの仕組みの理解 ②認知症サポーターの活動促進とチームオレンジの関係	15分
II 認知症サポーターの活動推進とチームオレンジ 1 認知症サポーターの輩出 2 認知症サポーターの活動促進 3 チームオレンジの基本 4 チームによる早期からの継続支援	③チームオレンジの基本を理解 ④全体図からチームオレンジの仕組みを理解	
III チームオレンジの仕組み(全体図)		
IV チームオレンジとコーディネーター 1 コーディネーターとは 2 コーディネーターの役割 3 コーディネーター研修カリキュラム	①チームオレンジとコーディネーターの関係、役割の理解 ②コーディネーター研修内容・時間配分の理解	
V チームオレンジの立ち上げ 1 チームオレンジの立ち上げに当たって 2 立ち上げのための準備 3 チームオレンジの類型 第1類型【共生志向の標準タイプ】 第2類型【既存拠点活用タイプ】 第3類型【拠点を設置しない個別支援型】	①実際の立ち上げに際しての準備すべき事項のとらえ方 ②地域の実態調査手法(ワークシートの活用) ③チームオレンジの類型別特長の理解	60分
VI 支援メニューと支援範囲等の取り決め 外出支援/出前支援 支援の範囲と時間等 守秘義務の徹底	④チームオレンジ運営における約束事や取り決め事項の理解	
VII ステップアップ講座の実施について 講座テーマ例と参考資料 講座の組み立て例	①講座テーマと参考資料の活用 ②講座の組み立て例から組み立て方を学ぶ	20分
VIII 演習(GW)・発表 Vチームオレンジの立ち上げ VI支援メニューと支援範囲を参考に 実際にチーム立ち上げのシミュレーションをしてみる	実践への予習 どのようなチームを立ち上げるかグループで話し合い、模擬的にチームオレンジを作り、発表	90分~120分

18-3. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進について

(1) 認知症バリアフリーの取組の推進

基本計画では、「認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進」として、認知症の人が自立して、かつ、安心して暮らすための、地域の生活支援体制の整備や、事業者が認知症の人に適切に対応するための指針の策定等の施策が記載されている。認知症の人の声を聴きながら、その日常生活や社会生活等を営む上で障壁となるもの（ハード・ソフト両面にわたる社会的障壁）を除去することにより、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせる社会環境を確保するための取組をお願いする。

① 日本認知症官民協議会

「日本認知症官民協議会」は、認知症の取組が社会全体で求められているとの共通認識の下、行政のみならず民間組織の経済団体、医療・福祉団体、自治体、学会等が連携して取組を推進するため、各業界から約 100 団体が参画する形で、平成 31 年 4 月に設立された。同協議会の下に設置されている「認知症バリアフリーワーキング(WG)」において、『認知症バリアフリー社会実現のための手引き』の作成等を行っている。

② 『認知症バリアフリー社会実現のための手引き』の作成

認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けるための障壁を減らし、認知症の人の社会参加やチャレンジを後押しする機運を社会全体で高めるため、令和 2 年度から「金融」、「住宅」、「小売」、「レジャー・生活関連」「図書館」、「薬局・ドラッグストア」、「運動施設」、「配食等」「携帯ショップ」、「旅館・ホテル」、「宅配」、「メディア（啓発冊子）」の 12 業種の手引きを作成してきたほか、令和 3 年度には、企業が上記手引きを参考としつつ、独自のマニュアルを作成する際の記載例やその留意事項を整理した『留意事項集』を作成した。

令和 7 年度は、認知症の人やその家族等のご意見も踏まえ、「飲食店」、「家電量販店」の 2 業種の手引きを作成している。

今年度作成する手引きは、3 月末までに日本認知症官民協議会の HP 上で公表予定であり、これまで作成した手引きや留意事項集とあわせ、管内市町村や関係団体等に広く周知を図っていただきたい。

○日本認知症官民協議会ホームページ

<https://ninchisho-kanmin.or.jp/>

③ 認知症バリアフリー宣言制度について

「認知症バリアフリー宣言」は、認知症バリアフリーの取組方針や目標等を定め、適切な取組を行う企業等を WEB サイトで公表し、企業等の認知症バリアフリーの取組を推進することを目的としており、令和 4 年 3 月から本制度がスター

トした。宣言をした企業等はポータルサイトで広くその取組が公表されるとともに、「ロゴマーク」が付与され、自社の取組のPRに活用することができる。現在、60社（令和8年1月末現在）が宣言をしている。

さらに、令和8年度からは、制度の更なる普及拡大の観点から、主に次の点について、見直すこととしている。

○宣言の登録基準（人材育成、地域連携、社内制度、環境整備）の弾力化

- ・実施済みの取組に限らず、実施を予定もしくは検討している段階での申請も可能である旨を広く周知。
- ・個人事業主等が申請する場合、一定の条件の下で、4項目全てを満たしていなくても、例外的に宣言を認める。

○宣言手数料（今までは申請・更新時に5,000円を徴収）の廃止

各自治体におかれては、認知症バリアフリーの取組のより一層の普及・拡大のため、管内市町村や経済団体を含む関係団体、企業等に広く周知を図っていただきたい。

（2）行方のわからない認知症の人に対するネットワークの構築・活性化について

① 行方のわからない認知症の人に対するネットワークの構築について

認知症の人やその疑いのある行方不明者として届けられた人数は、令和6年は18,121人と前年に比べ4.8%減少したものの、高齢者が増加する中、依然として高い水準で推移している（警察庁統計）。

認知症の人の行方不明に対応するため、既に多くの市町村（令和7年4月1日時点で1,690箇所）では、生活関連団体等と認知症の人の捜索等に関する協定を締結するほか、GPS等の機器・システムの活用等、ネットワークの構築を進めていただいている。ネットワークの構築については、好事例等を記載した「見守り・SOS体制づくり基本パッケージ・ガイド」を平成29年度の老人保健健康増進等事業で作成している。ネットワーク未構築の地域におかれては、認知症の人に関する行方不明の事案が発生した際、他自治体と連携した捜索時の具体的な手順や連絡体制の整備など、認知症の人が安心して外出できる地域づくりや広域的な見守り体制の構築にあたり、当該ガイドを適宜活用されたい。

また、市町村、都道府県を超えた広域のネットワークの構築も重要である。既にすべての都道府県（令和7年4月1日時点）で、実施主体として広域のネットワークを構築いただいております、引き続き広域のネットワークの構築に取り組んでいただきたい。

○見守り・SOS体制づくり基本パッケージ・ガイド

https://www.dcnnet.gr.jp/pdf/download/support/research/center1/t_h29SOS_guide.pdf

なお、GPS等の機器・システムの活用にあたり、令和元年度の老人保健健康増進等事業で民間事業者が提供する見守り・捜索サービスの一覧や、サービス導入時のポイント、自治体の導入事例等を紹介した冊子を作成しているため、導入や事業の見直しを検討されている都道府県・市町村におかれては参考にされたい。加えて、

認知症高齢者等に対する見守り支援については、市町村が実施する地域支援事業の任意事業（認知症高齢者見守り事業）の対象となるので、これらの制度も活用頂きたい。

○認知症高齢者の行方不明時等の見守り・検索システムについて

https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/column/opinion/detail/20200410_the_me108_2.pdf

② ヘルプカードの周知と利用の促進について

認知症の人が日常生活で困った際に、周囲の理解や支援を求められることが重要である。そのツールとしてのヘルプカードの周知と利用を促進するため、令和3年度老人保健健康増進等事業では、認知症介護研究・研修東京センターが調査研究を実施した。認知症の人のヘルプカード等の利用促進に向けた基本的な考え方や、認知症の人に役立つヘルプカード等の作成や活用、普及を推進するための方策や事例をまとめた手引きを作成し、周知を行っている。

各都道府県におかれては、同手引きのHPでの周知や関係団体等への配布等をはじめ、管内市町村や推進員等に対する周知をお願いする。

○認知症介護情報ネットワーク（DCnet）

https://www.dcnet.gr.jp/support/research/center/detail_391_center_1.php

③ 厚生労働省ホームページでの取組

厚生労働省ホームページでは、「行方不明を防ぐ・見つける市区町村・地域による取組事例」を紹介している。認知症サポーターの養成を通じた地域住民による見守り活動や、公共交通機関など地域の関係機関との協働による行方不明時の模擬訓練の実施等様々な事例を掲載しているので、参照いただき、認知症の人を地域で見守り、コミュニティで支える仕組みを、引き続き推進されたい。

○認知症施策関連ガイドライン(手引き等)、取組事例紹介ページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000167804.html>

認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進

- 行政のみならず民間組織の経済団体、医療・福祉団体、自治体、学会等が連携し、認知症に係る諸問題への対応を推進するために、平成31年（2019年）4月22日に日本認知症官民協議会が設立。
- 官民協議会の下に、令和元年8月に認知症バリアフリーWGを設置し、認知症バリアフリー社会の構築に向けた施策（「認知症バリアフリー宣言」制度の運用・普及や、「認知症バリアフリー社会実現のための手引き」の作成・普及等）の検討を実施。

日本認知症官民協議会

経済団体、金融（銀行・保険等）・交通業（鉄道・バス等）・住宅業（マンション管理等）・生活関連産業団体（小売業等）、医療介護福祉団体、地方団体、学会、当事者団体、関係省庁等、約100団体が参画。

認知症バリアフリーWG 厚生労働省

「認知症バリアフリー社会」の実現に向けて諸課題を整理し、その解決に向けた検討を実施。

<認知症バリアフリー宣言>

- 認知症バリアフリーに向けた取組を行おうとしている企業・団体等が、自らWeb上で「認知症バリアフリー宣言企業」として宣言を実施。
- 認知症の人やその家族にとって安心して店舗やサービス・商品を利用できる環境の整備などに努めるとともに、認知症バリアフリー社会の実現に向けた機運を醸成することが目的。
- 令和4年3月の制度開始後、令和8年1月末時点で60企業・団体が宣言。

<認知症バリアフリー社会実現のための手引き>

- 認知症の人と接する機会の多い業種に対して、認知症とともに生きることや、接遇のポイントを知ってもらうことを目的に、企業・団体と認知症の人及び家族等とが対話を重ねながら、手引きを作成。
- 令和2年度から令和6年度までの間に、計12業種の手引き（啓発冊子を含む）を作成済み。（令和7年度も2業種について作成中）

公表（60企業）

↑ 認知症バリアフリー宣言ポータルサイト

日本認知症官民協議会（認知症バリアフリーWG）

↑ 申請

↑ 認知症バリアフリー宣言

企業・団体等

認知症バリアフリー宣言の登録状況

現在、認知症バリアフリー宣言を行っている企業・団体は計60団体（令和8年1月31日現在）

No	企業・団体名	所在地	業種
2025年度			
1	大和ライフネット株式会社	東京都	不動産業/物品賃貸業
2	京都信用金庫	京都府	金融業/保険業
3	株式会社コープテックセンター	埼玉県	金融業/保険業
4	生活協同組合コープみらい	埼玉県	複合サービス事業
5	コープテック生活協同組合連合会	埼玉県	複合サービス事業
6	大同生命保険株式会社	大阪府	金融業/保険業
7	社会福祉法人ばる	埼玉県	医療/福祉
8	とやま生活協同組合	富山県	サービス業 (他に分類されないもの)
9	一般社団法人 日本意思決定支援推進機構	京都府	医療/福祉
10	みやぎ生活協同組合	宮城県	卸売業/小売業
11	社会福祉法人協同福祉会	奈良県	医療/福祉
12	日本医療福祉生活協同組合連合会	東京都	医療/福祉
13	生活協同組合/ルシステム埼玉	埼玉県	サービス業 (他に分類されないもの)
14	生活協同組合コープあいち	愛知県	サービス業 (他に分類されないもの)
15	静岡県	静岡県	公務 (他に分類されるものを除く)
16	福井県民生活協同組合	福井県	複合サービス事業
17	株式会社マルタケ	新潟県	卸売業/小売業
18	大樹生命保険株式会社	東京都	金融業/保険業
19	全国コープ福祉事業連帯機構	東京都	医療/福祉
20	日本生活協同組合連合会	東京都	卸売業/小売業
21	株式会社サーベイサーチセンター	東京都	サービス業 (他に分類されないもの)

No	企業・団体名	所在地	業種
2024年度			
22	合同会社トラベルケム(おか)	福岡県	生活関連サービス業/ 娯楽業
23	LOOVIC株式会社	神奈川県	学術研究/ 専門・技術サービス業
24	司法書士法人ともえみ	大阪府	サービス業 (他に分類されないもの)
25	豊鉄バス株式会社	愛知県	運輸業/郵便業
26	豊橋鉄道株式会社	愛知県	運輸業/郵便業
27	一般社団法人 おか機会	岡山県	医療/福祉
28	株式会社バーソン・サポート絆	福岡県	医療/福祉
29	株式会社デニーズジャパン	東京都	宿泊業/飲食サービス業
2023年度			
30	第一生命保険株式会社	東京都	金融業/保険業
31	第一フロンティア生命保険株式会社	東京都	金融業/保険業
32	株式会社セットアップ	岡山県	情報通信業
33	SOMPOコーポレートサービス株式会社	東京都	サービス業 (他に分類されないもの)
34	SOMPOケアアース株式会社	東京都	医療/福祉
35	株式会社Sun・Ju・想	北海道	医療/福祉
2022年度			
36	SOMPOホールディングス株式会社	東京都	金融業/保険業
37	株式会社プライムアシスタンス	東京都	サービス業 (他に分類されないもの)
38	トリニティ・テックロジ株式会社	東京都	サービス業 (他に分類されないもの)
39	SOMPOケア株式会社	東京都	医療/福祉
40	株式会社ハラタ事務機器会	大阪府	卸売業/小売業
41	SOMPOダイレクト損害保険株式会社	東京都	金融業/保険業
42	明治安田生命保険相互会社	東京都	金融業/保険業
43	愛知県中央信用組合	愛知県	金融業/保険業
44	SOMPOむのろ生命保険株式会社	東京都	金融業/保険業

No	企業・団体名	所在地	業種
2021年度			
45	日本生命保険相互会社	大阪府	金融業/保険業
46	三井住友信託銀行株式会社	東京都	金融業/保険業
47	但馬信用金庫	兵庫県	金融業/保険業
48	朝日生命保険相互会社	東京都	金融業/保険業
49	社会福祉法人 吾妻福祉会	大阪府	医療/福祉
50	太陽生命保険株式会社	東京都	金融業/保険業
51	株式会社七十七銀行	宮城県	金融業/保険業
52	フコク生命生命保険株式会社	東京都	金融業/保険業
53	株式会社三井住友銀行	東京都	金融業/保険業
54	アーバン整備保障株式会社	大阪府	サービス業 (他に分類されないもの)
55	損害保険ジャパン株式会社	東京都	金融業/保険業
56	同三にがた証券株式会社	新潟県	金融業/保険業
57	住友生命保険相互会社	大阪府	金融業/保険業
58	株式会社福井銀行	福井県	金融業/保険業
59	株式会社イトーヨーカ堂	東京都	卸売業/小売業
60	社会福祉法人敬愛園 (介護老人福祉施設アットホーム福岡)	福岡県	医療/福祉

認知症バリアフリー宣言制度の見直し

認知症バリアフリー宣言制度について、令和8年度から次のとおり見直し、宣言制度のより一層の普及・拡大を図る。

➤ 宣言の登録基準の弾力化

- ・実施済みの取組に限らず、**実施を予定もしくは検討している段階での申請も可能**である旨を広く周知
- ・一定の条件の下で、**4項目全てを満たさない申請であっても、例外的に宣言を認める**（例：個人事業主による申請の場合で、「社内制度」に係る取組がない場合）

➤ 宣言企業等を支援する仕組みの充実

- ・**宣言企業等と認知症の人が対話する機会**を設け、企業側の気づきを促すなど、企業等の取組を支援
- ・宣言に係る情報発信の強化、自治体独自の類似制度との連携等について検討

➤ 宣言手数料の見直し

- ・申請及び更新時の**手数料5,000円の徴収は行わない**

認知症バリアフリー宣言の現行の登録基準



都道府県・市町村における見守り支援実施状況

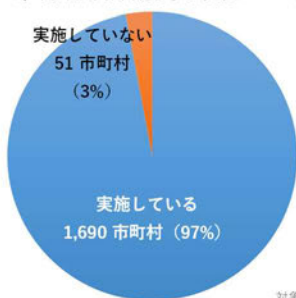
【都道府県】

都道府県が実施主体となって構築される広域の見守りネットワークにおける進捗の実施状況

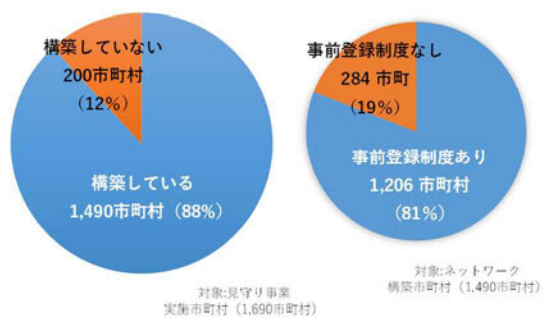
01北海道	実施
02青森県	実施
03岩手県	実施
04宮城県	実施
05秋田県	実施
06山形県	実施
07福島県	実施
08茨城県	実施
09栃木県	実施
10群馬県	実施
11埼玉県	実施
12千葉県	実施
13東京都	実施
14神奈川県	実施
15新潟県	実施
16富山県	実施
17石川県	実施
18福井県	実施
19山梨県	実施
20長野県	実施
21岐阜県	実施
22静岡県	実施
23愛知県	実施
24三重県	実施
25滋賀県	実施
26京都府	実施
27大阪府	実施
28兵庫県	実施
29奈良県	実施
30和歌山県	実施
31鳥取県	実施
32島根県	実施
33岡山県	実施
34広島県	実施
35山口県	実施
36徳島県	実施
37香川県	実施
38愛媛県	実施
39高知県	実施
40福岡県	実施
41佐賀県	実施
42長崎県	実施
43熊本県	実施
44大分県	実施
45宮崎県	実施
46鹿児島県	実施
47沖縄県	実施
実施都道府県	47

【市町村】

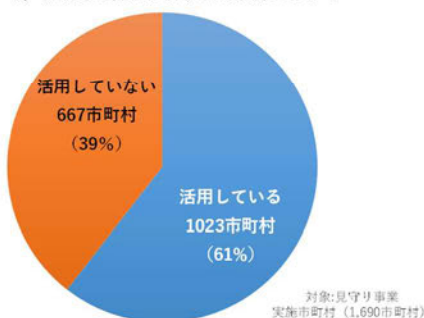
1. 認知症高齢者見守り事業について



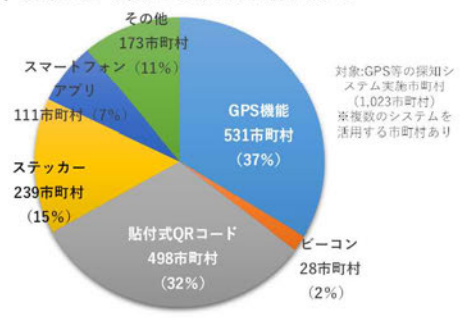
2. 見守りに関するネットワークの構築について



3. GPS等の探知システムの活用について



4. 活用している探知システムの種別について



※ 認知症施策・地域介護推進課実施状況調べによる（令和7年4月1日時点）

18-4. 認知症の人の社会参加の機会の確保等について

(1) 認知症の人の社会参加の機会の確保等について

令和6年12月に閣議決定された基本計画では、「認知症の人の社会参加の機会の確保等」として、認知症の人が孤立することなく、必要な社会的支援につながるとともに、多様な社会参加の機会を確保することによって、生きがいや希望を持って暮らすことができるようにすることが目標として掲げられている。社会参加の場として、本人ミーティングやピアサポート活動など様々な活動が行われているが、十分に展開されていない活動もある。認知症の人の参画、認知症地域支援推進員等の協力のもと、どのような社会参加が必要かを考え、地域に応じた社会参加の機会の創出を進めていただきたい。

なお、令和7年度補正予算では、計画策定及び認知症施策を推進する上で、認知症の人が孤立することなく、必要な社会的支援につながるとともに、多様な社会参加の機会を確保することで、生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするため、地域での居場所づくりに係る経費を補助することとしている。各市町村におかれては、本事業の積極的な活用を検討いただきたい。

(2) 認知症の人のニーズ把握や支援体制の構築

認知症の人本人が集い、本人同士が主になって自身の希望や必要としていること等を率直に語り合い、行政や関係者がその声を聞き、本人と地域のあり方をともに話し合い、より良い施策や支援を本人視点に立って一緒に進めることが重要である。その一例として「本人ミーティング」があり、その実施自治体数は482市町村となっている。

令和4年度老人保健健康増進等事業において、認知症の人本人の声を市町村施策に反映する方策に関する調査研究を実施した。本人ミーティングをはじめ多様な場で本人の声を把握して施策につなげている事例のプロセスや、関係者の役割、課題を整理し、市町村向けの手引きの周知を行った。これまで作成された認知症の人の視点に立った取組を推進する観点で、参考となるガイドブック等を厚生労働省ホームページに掲載しており、適宜ご活用いただきたい。

○認知症施策関連ガイドライン(手引き等)、取組事例

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000167700.html>

なお、「本人ミーティング」の経費については、

- ①都道府県が実施する場合は、認知症総合戦略推進事業（認知症総合戦略加速化推進事業）の対象となる。
- ②市町村が配置する認知症地域支援推進員が中心となって実施する場合は、これらに要する費用を地域支援事業交付金の対象経費に計上できる。

そのため、これらの助成制度も活用しつつ、各自治体におかれては、本人の声を施策に活かす取組を進めていただきたい。

(3) 認知症の人のピアサポート活動支援

認知症の人やその家族は、診断直後は認知症を受容できず、今後の見通しに大きな不安を抱えることなどが指摘されている。

こうした不安等を軽減する観点等から、認知症の診断を受け、その不安を乗り越え前向きに生活している認知症の人本人（ピアサポーター）による心理面・生活面に関する早期からの支援の取組について、認知症総合戦略推進事業の補助メニュー（ピアサポート活動支援事業）の対象としている。また、令和7年度当初予算から、ピアサポート活動を更に推進するため、ピアサポーターの人材育成等の取組をモデル的に実施する際の経費も対象としている。各都道府県・指定都市におかれては、当該補助金も活用しつつ、積極的な事業展開をお願いします。その際には、厚生労働省ホームページの下記に掲載している事例集も参照されたい。

○「主な認知症施策」ピアサポーター

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000076236_00006.html

また、身近な地域におけるピアサポーターの活動を推進する観点から、認知症地域支援推進員が中心となって市町村単位でピアサポート活動を行う場合や、認知症カフェ等で認知症の人本人によるピアサポート活動を行う場合には、これらに要する費用を地域支援事業交付金の対象経費に計上できる。各都道府県におかれては、こうした取扱いについても管内市町村に周知いただくとともに、先進事例の情報共有など必要な支援を行うこと等により、身近な地域におけるピアサポーターによる本人支援を推進していただきたい。

さらに、令和7年度老人保健健康増進等事業「認知症の人の診断直後のピアサポート活動の実施体制構築に向けた調査研究事業」（実施主体：株式会社日本総合研究所）において、ピアサポート活動の全国的な推進を図る観点から、医療機関等で実施されているピアサポート活動の実施状況やその方法について全国的に調査を行うとともに、その推進方策について令和8年3月末を目途に報告書にまとめ、準備ができ次第、厚生労働省ホームページに掲載を予定している。

○認知症施策推進関係者会議（第7回）※厚生労働省提出資料 p48 該当

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ninchisho_kankeisha/dai7/gijishidai.html

本人ミーティングを 知る



本人ミーティングとは何か、何が大切かを伝えている本人

★本人ミーティングとは

認知症の本人が集い、本人同士が主になって、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのこれからのよりよい暮らし、暮らしやすい地域のあり方を一緒に話し合う場です。

『集って楽しい!』に加えて、本人だからこの気づきや意見を本人同士で語り合い、それらを本人同士、そして地域に伝えていくための集まりです。

★なぜ、本人ミーティングが必要?

本人	今、地域で起きていること(課題)	地域の人、支援関係者、行政
<ul style="list-style-type: none"> ◆声をよく聴いてもらえない ◆わかってくれる人、仲間に出会えない ◆世話になる一方はつらい、役立ちたい ◆自分の暮らしに役立つ支えがない ◆生きていく張り合いがない ◆どこにも、元気がなくなる 		<ul style="list-style-type: none"> ◆本人の声をよく聴いたことがない ◆本人のことが、よくわからない ◆つきあい方、支え方がよくわからない ◆本人が地域の中で元気で生きがいをもって暮らしているために、どんな(新しい)サービスが必要かわからない

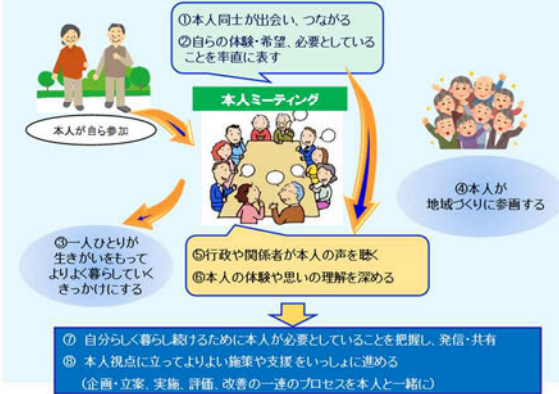
○本人が仲間と出会い、思いを率直に語れる場/聴く場が、地域にあったら、お互いに、楽に、元気になれる。

○本人が、声をもとに本人と地域の様々な人が一緒に考え活かしていくことで、やさしいまちをスムーズにつくれる。

地域の現状を、みんなで一緒に、よりよく変えていこうとして始まったのが、本人ミーティングです。

★本人ミーティングのねらい

○本人ミーティングは、認知症の人の視点を重視したやさしい地域づくりを具体的に進めていくための方法です。



参考

認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)【抜粋】

- 認知症の人が住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるために必要と感じていることについて実態調査を行う。
- 認知症の人の暮らしを支えるために、カフェを極えた地域の中での更なる活動へと繋げていけるような認知症の人の生きがいづくりを支援する取組を推進する。
- 認知症の人やその家族の視点は、本戦略だけでなく、地方自治体レベルで認知症施策を企画・立案し、また、これを評価するに当たっても尊重されることを望ましい。認知症の人やその家族の視点を認知症施策の企画・立案や評価に反映させるための好事例の収集や方法論の研究を進め、これを発信することで全国的な取組を推進していく。

ニッポン一徳総活躍プラン【抜粋】

- 認知症の人が集まる場や認知症カフェなど、認知症の人やその家族が集う取組を2020年度までに全市町村に普及させ、こうした活動の情報を市町村や地域包括支援センターから住民に発信する。

認知症の人やその家族の視点に立った多様な居場所づくり支援事業 (自治体向け補助事業)

令和7年度補正予算額 5.0億円(認知症基本法に基づく認知症施策推進事業)の内数

施策の目的

共生社会の実現を推進するための認知症基本法及び「認知症施策推進基本計画」に基づき、認知症の人が孤立することなく、必要な社会的支援につながるとともに、多様な社会参加の機会を確保することによって、生きがいや希望を持って暮らすことができるようにすることを目的とする。

施策の概要

認知症の人と家族等の地域での居場所づくりの立ち上げ(既存の居場所の拡充を含む。)を行う際の初度設備等に必要となる経費への助成を行う。

※実施主体は新しい居場所をつくることに固執せず、認知症の人と家族等のもとと馴染みの暮らしや関係性を大切に、認知症の人と家族等の意見を聴き、対話をしながら、地域の認知症の人に必要な居場所となるよう配慮すること。

施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【対象経費】

(居場所での活動例)

- ・ピアサポート活動、本人ミーティング、一体的支援事業、チームオレンジなどの事業の活動拠点
- ・認知症の人と家族等の社会参加活動の拠点
- ・認知症の人と家族等とそれ以外の人(子ども、障害者等を含めた地域住民)との交流、相互理解、普及啓発及び共生のための活動拠点
- ・認知症の人と家族等の参画を得て、意見を聴き、対話しながら、認知症の人と家族等が主体となって行う認知症の人の社会参加のための活動全般



18-5. 若年性認知症施策について

(1) 若年性認知症施策の推進について

令和2年の調査研究の結果から、65歳未満で発症する若年性認知症の人に関して、様々な課題が明らかとなっている。

例えば、

- ・本人・家族への心理社会的ケアの必要性
- ・診断後支援の必要性（診断時に必要なサービスに繋ぐ、など）
- ・サービスへのアクセシビリティ確保の必要性（公的制度・インフォーマル情報）
- ・地域の認知症理解の必要性（周囲や地域の正しい認識による対応や相互理解）

などであり、若年性認知症の理解と合理的配慮のある社会環境づくりが重要と指摘されている。

また、厚生労働科学研究費補助金「若年性認知症の病態・支援等に関する実態把握と適切な治療及び支援につなぐプロセスの構築に資する研究」（研究代表者：鷺見幸彦）において、若年性認知症の人に対する診断後支援や就労支援、若年性認知症支援コーディネーターの活動内容等について調査研究を実施している。研究成果として「認知症疾患医療センターにおける若年性認知症診断後支援のガイド（仮題）」及び「若年性認知症支援ガイドブック改訂版」を発行するとともに、「若年性認知症の人や家族を支えるインフォーマルサービス」等の情報を令和8年4月にHPで提供する予定としているので、活用されたい。

○若年性認知症の有病率・生活実態把握と多元的データ共有システム

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000167853.html>

(2) 自治体における若年性認知症支援の施策の促進について

基本計画において、若年性認知症の人や家族等のニーズ、若年性認知症の人が生活する地域の資源に応じた支援を行うため、若年性認知症支援コーディネーター（以下、「コーディネーター」という。）が、推進員や地域包括支援センターの職員に支援を行うこと、推進員がコーディネーターに地域のピアサポート活動の情報等を紹介することとされている。

若年性認知症の人に対し、地域できめ細やかな支援を行うためには、市町村の対応が不可欠である。しかしながら、市町村における若年性認知症の人への施策の位置付け（担当部局）が明確ではなく、関係者の問題意識が十分ではないことなどから、適切な支援が行えていないとの指摘がある。

このため、令和6年度予算においては、地域支援事業の認知症地域支援・ケア向上事業において、推進員がコーディネーターと連携し、若年性認知症の人への対応を行った場合に、その事務に要する経費を補助することを盛り込んだ。加えて、令和7年度予算では、自治体で専任の推進員を配置する際の経費を補助することを盛り込み、令和8年度予算案においても引き続き計上している。

また、令和7年度予算から、認知症総合戦略推進事業において、若年性認知症の

人を地域で支援するためのモデル的な取組(主な取組例：通所介護事業所と若年性認知症の人の活動(就労)の場を提供する企業とのマッチング等を行う取組、若年性認知症の人の家事・育児等の日常生活に関する支援等を行う取組)を行った場合、その経費の一部を補助することを盛り込んでおり、都道府県・指定都市におかれては、積極的な補助金の活用を検討いただきたい。

なお、認知症介護研究・研修大府センター(以下「大府センター」という。)では、令和4年度の老人保健健康増進等事業により、市町村が若年性認知症の人の支援を行う意義、コーディネーターが市町村の各種施策と連携する際のポイント、具体的な支援事例などを調査・研究し、「市町村における若年性認知症施策の推進のための手引き」を作成した。各都道府県におかれては、この手引きの活用及び管内市町村への周知をお願いする。

○市町村における若年性認知症の推進のための手引き

https://www.dcnnet.gr.jp/pdf/download/support/research/center2/20230403/o_r4_tebiki.pdf

(3) 若年性認知症支援コーディネーターの配置について

若年性認知症の人への支援の中核的な役割を果たすコーディネーターは、令和元年度に全都道府県に配置されたが、指定都市では12市(令和8年1月時点)にとどまっており、継続的な配置と資質の向上をお願いする。

また、コーディネーターの資質向上のため、認知症施策等総合支援事業実施要綱の一部改正を行うこととしている。実施主体である都道府県・指定都市におかれては、研修機会の確保など、活動を行う上での知識の確認と資質向上に向けた取組を実施していただくようお願いする。

約半数のコーディネーターが一人配置で業務を行っている現状を踏まえ、大府センターは、資質向上の取組や日々の業務の支援策として、以下の取組を行っている。

① 初任者研修・フォローアップ研修について

令和8年度も引き続き、「初任者研修(令和8年6月30日(火)～7月1日(水))」と「フォローアップ研修(令和8年11月頃)」のオンラインでの実施を予定している。各都道府県及び指定都市におかれては、行政とコーディネーターの連携が十分に図られるよう、コーディネーターがその経験に応じた研修を受講できるよう配慮いただくとともに、行政担当者の参加もご検討いただきたい。(参考：令和7年11月時点での研修受講者数)

- ・初任者研修：受講者数 154名/対象者 167名(受講率：92.2%)
- ・フォローアップ研修：受講者数 118名/対象者 158名(受講率：74.6%)

また、令和8年度も、全国のコーディネーター間の連携推進並びに行政担当者間の情報交換を目的として、オンラインによる意見交換会を大府センターで予定しておりご承知願いたい(行政担当は1回、コーディネーターは2回で内1回は集合により実施予定)。

② 全国若年性認知症支援センターについて

平成 30 年度に設置された全国若年性認知症支援センター（以下「支援センター」）では、都道府県等の担当者やコーディネーターからの個別事案に関する相談支援や、活動する上で効果的な事例の情報提供等を行っており、積極的な活用をお願いしたい。

（参考：相談件数）

令和 7 年（12 月末）の相談件数 220 件

（相談者の内訳）コーディネーター：140 件

行政担当者：61 件 その他：19 件

また、支援センターに設置された若年性認知症コールセンターでは、若年性認知症のご本人・ご家族等からの電話・メール相談を実施しており、必要に応じて各都道府県・指定都市のコーディネーターにつないでいる。

（参考：全国につないだ件数）

令和 7 年（12 月末）の件数 49 件

○若年性認知症コールセンター

<https://y-ninchisyotel.net/callcenter/new.html>

【 概要 】 若年性認知症の電話(メール)無料相談

- ・ 窓口電話番号：0800-100-2707（フリーダイヤル）

※メール相談は、上記URLにメール相談フォームが添付されている。

- ・ 開設時間：月曜日～土曜日（年末年始・祝日除く）

10:00～15:00

※水曜日は、19:00まで延長となっている。

③ 情報共有システムについて

約半数のコーディネーターは一人配置のなかで支援に取り組んでおり、有効なノウハウの蓄積に課題を抱えている。このため、支援センターでは、コーディネーターの活動を支援するため、令和 2 年 4 月から、①相談記録システム、②支援事例共有システム、③掲示板機能からなる「情報共有システム」を運用しており、利用者は行政担当者と支援コーディネーターに限定されている。利用者には個々に ID・パスワードが付与され、自身の ID・パスワードでログインし、情報共有システムを利用することができる。

システムを活用したコーディネーターからは以下のような感想が挙げられている。

- ・ 相談記録の電子化によって相談内容の記録管理や検索がしやすくなり、支援に活かしている。
- ・ 支援事例を参考にすることにより、支援の際の連携や支援方法を知ること

ができ、業務に活かしている。

- ・ 掲示板により、他の都道府県市の支援コーディネーターの取り組みを参照し情報収集できるので、投稿することを含め積極的に活用していきたい。

令和7年12月末時点で39都道府県市から82件の支援事例が掲載されているが、さらに多くの支援情報が収集されることで、コーディネーターの業務効率化や円滑な連携、資質向上に資することが期待される。既に相談記録等を登録済みのコーディネーター、行政担当者はもとより、未だ相談記録等を登録したことがないコーディネーター等についても登録の上、事例や資料の積極的な情報共有をお願いしたい。

(参考：システムへの登録状況(令和7年12月末時点))

コーディネーター：179名中127名(70.9%)

行政担当者：67名中57名(85.1%)

④ コーディネーターの効果的な連携のあり方や資質向上について

大府センターが令和3年度に行ったコーディネーター、行政担当者、地域包括支援センターや地域障害者職業センター等の地域の関係機関に実施したアンケート調査結果によると、地域福祉の要である地域包括支援センターによるコーディネーターの周知が十分でないことが明らかとなった。このため、都道府県におかれては、引き続き関係機関との連携を図るため、管内市町村及び関係機関へのコーディネーターの配置について周知をお願いする。

また、地域連携体制の構築に向けては、自立支援ネットワーク会議や研修の実施が重要であるが、いずれも一部の都道府県・指定都市では開催出来ていないことが調査結果から分かっている。

大府センターで令和3年度作成した「効果的な若年性認知症自立支援ネットワーク会議及び研修実施のための手引き」を参考に、効果的な実施方策を検討の上、実施していただくようお願いする。

○効果的な若年性認知症自立支援ネットワーク会議及び研修実施のための手引き

https://www.dcnnet.gr.jp/support/research/center/detail_392_center_2.php

なお、大府センターでは、令和8年度も、若年性認知症の人の支援やコーディネーターの活動・連携に関する啓発を目的として、関連する専門職等を対象に「若年性認知症フォーラム(仮題)」をオンラインで開催する予定であり、改めてご案内することとしているのでご承知願いたい。

(4) 若年性認知症の人の就労継続について

基本法の基本的施策として、若年性認知症の人の意欲・能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策を講じることが求められている。

基本計画では、「多様な主体の連携・協働の推進による若年性認知症の人等の就労に関する事業主に対する啓発・普及等」に取り組むこととされている。

- ・企業に対して、「若年性認知症の治療と仕事の両立に関する手引き」の普及啓発を行い、医療機関への早期の受診勧奨の啓発を行うとともに、若年性認知症の人の意欲と能力に応じた雇用継続に向けて取り組む。
- ・若年性認知症の人が障害者職業センター等を利用する際に、コーディネーターが専門家として若年性認知症の人に対する就労支援を推進する。
- ・コーディネーター等と企業の産業医や両立支援コーディネーター等による連携した対応を行うことなどを推進する。

① 就労継続に関する連携機関について

若年性認知症と診断された方にとって、これまで従事してきた企業での就労継続は、経済的な側面だけでなく、社会参加の側面においても重要である。

就労を継続するためには、事業主や人事労務担当者、産業医を含む企業関係者等の理解が不可欠である。産業保健総合支援センターの産業医向けの研修等において、コーディネーターや行政担当者が、若年性認知症に関する知識の深化や特性に配慮した就労上の支援等に関して、積極的な普及・啓発を行うことも具体的な役割の1つと考えられるため、引き続き、都道府県等におかれては、関係機関や企業等へのコーディネーター等の周知をお願いしたい。

また、若年性認知症の人の就労支援については、公共職業安定所（ハローワーク）（注1）が中心となって、地域障害者職業センター（注2）や障害者就業・生活支援センター（注3）などの支援機関が連携して、「障害者向けチーム」を結成し、就職から職場定着までの一貫した支援を提供している。

都道府県等におかれては、認知症総合戦略推進事業を活用して若年性認知症自立支援ネットワークの構築とともに、就労支援機関との連携を進めていただきたい。併せて、コーディネーターが就労支援機関と連携の上で若年性認知症の人への就労支援の充実を図るよう周知をお願いしたい。

さらに、働き方改革実現会議において取りまとめられた「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日とりまとめ）に基づき、治療と仕事の両立支援に取り組むこととしている。都道府県労働局において「地域両立支援推進チーム」を設置して、自治体の皆様をはじめ、地域の関係者がネットワークを構築し、互いの取組の連携強化を図っており、令和2年度から、自治体や地域の関係者と協議して取組計画を策定することとしている。

都道府県の若年性認知症施策の所管部局やコーディネーターも地域両立支援推進チームの構成員として積極的な参加と連携ができるよう宜しくをお願いしたい。

併せて、大府センターが作成した企業向けの啓発用リーフレットについても活用願いたい。

○ご存じですか？ 若年性認知症のこと（企業向け）

https://www.dcnnet.gr.jp/support/research/center/detail_0002_center_2.php

○若年性認知症の従業員とともに働く（企業等・職場向け）

https://www.dcnnet.gr.jp/support/research/center/detail_0013_center_2.php

(注1) 公共職業安定所（ハローワーク）

若年性認知症を含む障害者に対する専門的な職業相談・職業紹介や就職後の定着支援等を行うとともに、事業主に対しては、各種助成金制度を活用しながら、雇入れに向けた支援や、雇用継続等の支援を行っている。

(注2) 地域障害者職業センター

都道府県ごと（ほか支所5か所）に設置されており、障害者に対する専門的な職業リハビリテーションを提供するため、障害者一人ひとりのニーズに応じた職業評価、職業指導、職業準備訓練及び職場適応援助等を実施するとともに、事業主に対し、雇用管理に関する専門的な助言その他の支援を行っている。

(注3) 障害者就業・生活支援センター

全国339ヶ所（令和7年6月時点）に設置され、具体的な支援として、就労及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対し、窓口での相談や職場・家庭訪問等の支援を行っている。

② 治療を受けながらの就労について

若年性認知症の人が適切に治療を受けながら就労を継続することは重要である。その現状等を調査し、課題及び対応策等をまとめた「若年性認知症における治療と仕事の両立に関する手引き」を令和4年3月に作成し、自治体を含む各方面に配付するとともに、内容を公開しているところである。

○若年性認知症疾者の就労支援のための調査研究事業

<https://safe.menlosecurity.com/doc/docview/viewer/docN98855652EEE9ae1168706732e5fa0a49063785a08f03c7f099c40d3be5af2d388d7f85911e23>

また、診療報酬「療養・就労両立支援指導料」において、患者と企業が共同して作成した勤務情報提供文書に基づき、患者に療養上必要な指導を実施している。また、企業に対して診療情報を提供した場合や、診療情報を提供した後の勤務状況の変化を踏まえ、療養上必要な指導を行った場合について評価している。令和4年度診療報酬改定において、既往の対象疾患であるがん、脳卒中等に加え、若年性認知症についても追加された。前述の両立支援の手引きと併せて、この制度の周知と活用をお願いする。

(5) 若年性認知症の人等の社会参加の取組について

若年性認知症の人が可能な限り企業での就労継続ができるよう支援することが重要であるが、就労継続が困難になったとしても、「できることをしたい」、「人や社会の役に立ちたい」、「居場所がほしい」という気持ちを持っている若年性認知症の人も多い。

こうした場合、症状に応じた支援の一環として、障害福祉サービスの就労継続支援（B型）の利用が考えられるが、令和6年度に大府センターが行った調査研究事業では、就労継続支援事業所の中には、若年性認知症当事者の受入の経験が乏しく

対応に不安を抱える事業所があることが明らかになった。

都道府県・指定都市に配置されているコーディネーターには、就労継続支援事業所と連携することにより、利用前の本人の状況がよくわかる、認知症に関する知識を得て理解が深まる、利用中も症状の変化に対する助言が得られる、退所の見極めや退所後の処遇についても相談できるなど、若年性認知症の人の受入れに対する事業所の不安を軽減する役割が期待されている。

しかし、上記研究事業によれば、コーディネーターの認知度は就労継続支援事業所では3割程度と、関係者間での認知度に課題を抱えることが明らかになっている。このため、都道府県におかれては、コーディネーターが就労継続支援事業所と円滑に連携できるよう、事業所へ周知を図る等の支援をお願いしたい。この点、大府センターが就労継続支援事業所向けに作成した冊子（※）では、コーディネーターの役割の紹介や、当事者の受け入れ時に生じる不安の解消と言ったコーディネーターとの連携で得られる効果などを記載しており、当該冊子も活用されたい。

○ソフトランディングの視点と若年性認知症支援コーディネーターの役割

https://www.dcnnet.gr.jp/pdf/download/support/research/center2/330/o_2019_softlandhing.pdf

認知症の症状が更に進行するなどして障害福祉サービスの就労継続支援（B型）の利用が困難となった場合、地域の福祉関係者と企業等が連携して軽作業、農作業などの社会参加活動への参加が考えられる。このため、都道府県のコーディネーターと、市町村の推進員が適宜連携の上、適切な支援につながるよう調整を図るなど、若年性認知症の人の社会参加の場が確保できるよう必要な支援をお願いしたい。

この点、平成30年7月発出の事務連絡「若年性認知症の方を中心とした介護サービス事業所における地域での社会参加活動の実施について」において、介護サービス事業所の利用者が介護サービス提供時間中に地域活動や有償ボランティアを行う際の留意点等を示している。また、令和6年8月に事務連絡「若年性認知症の方を中心とした介護サービス事業所における地域での社会参加活動の実施について（再周知）」として、居住系・施設系サービスにおける実施を妨げるものではない旨発出している。令和7年度当初予算より、認知症総合戦略推進事業の補助メニュー（若年性認知症施策総合推進事業）で、通所介護事業所と若年性認知症の人の活動（就労）の場を提供する企業や団体等の雇用の場とマッチング等を行う取組等、若年性認知症の人を地域で支援するためのモデル的な取組を実施する際の経費についても対象としている。

各都道府県・市町村におかれては、改めて当該事務連絡や、過去の調査研究の成果物などをご確認いただきたい。

○「若年性認知症の方を中心とした介護サービス事業所における地域での社会参加活動の実施について（再周知）」（令和6年8月8日付厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課、老人保健課、高齢者支援課事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001285833.pdf>

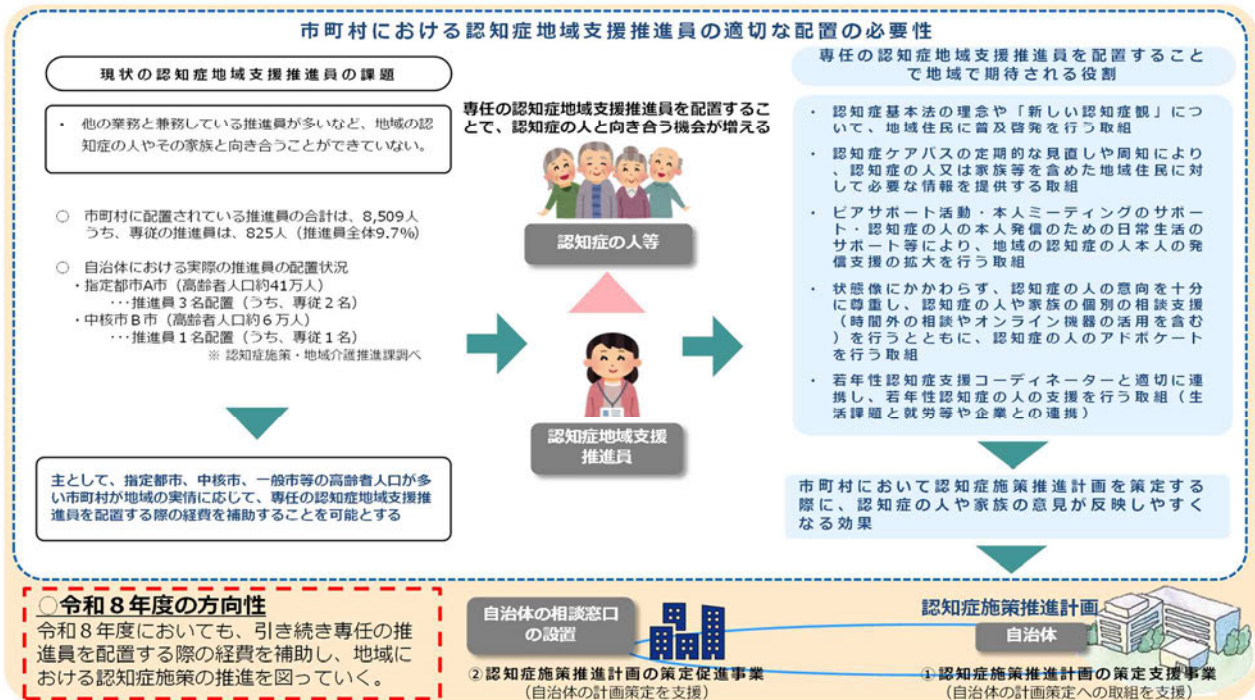
○平成30年度老人保健健康増進等事業「介護サービス事業における社会参加活動

の適切な実施と効果の検証に関する調査研究事業」

<https://hitomachi-lab.com/official/wp-content/themes/hitomachi-lab/pdf/pdf09.pdf>

【参考】専任で配置する認知症地域支援推進員について（認知症総合支援事業）※R7 拡充内容

認知症地域支援推進員：各市町村が進める認知症施策の推進役であり、地域における認知症の人の医療・介護等の支援ネットワーク構築の要役。市町村に配置されている推進員の合計は全国1,713市町村に8,509人。



令和8年度当初予算案 5.5億円 (5.5億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

共生社会の実現を推進するための認知症基本法及び令和6年12月に閣議決定した認知症施策推進基本計画に基づき、適時・適切な医療・介護等の提供、若年性認知症の人への支援、地域での見守り体制等を整備し、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【事業の概要(実施主体 ※民間団体等へ委託可)】

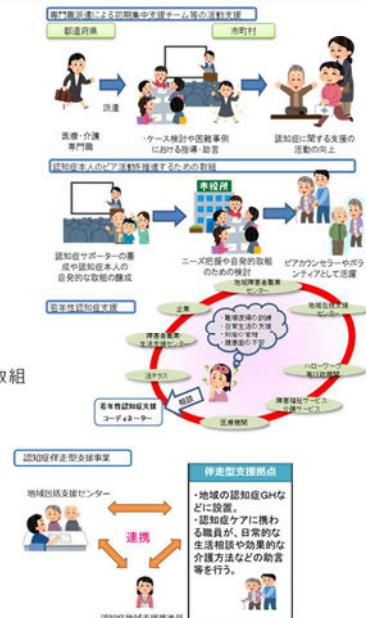
- 1 先駆的な取組の共有や、広域での連携体制の構築 (都道府県)
 - ・(主な事業内容)
 - ・広域の見守りネットワークの構築
 - ・専門職の派遣等による認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の活動支援
 - ・認知症医療と介護の連携の枠組み構築
- 2 認知症の人や家族が気軽に相談できる体制の構築、認知症の理解の促進構築 (都道府県、指定都市)
- 3 若年性認知症の人の状態やライフステージに応じた適切な支援 (都道府県、指定都市)
 - (1) 若年性認知症支援コーディネーターの設置
 - (2) 若年性認知症のネットワークの構築や認知症の人のニーズ把握のための取組
 - (3) 若年性認知症の人の社会参加活動の支援
 - (4) 若年性認知症支援のための全国的な相談体制の充実
 - (5) 若年性認知症の人を地域で支援するためのモデル的な取組

(主な取組例)

 - ・通所介護事業所と若年性認知症の人の活動(就労)の場を提供する企業とのマッチング等を行う取組
 - ・若年性認知症の人の家事・育児等の日常生活に関する支援等を行う取組
- 4 認知症本人のピアサポート活動の促進 (都道府県、指定都市)

従前からのピアサポート活動の事業に加えて、活動を更に推進していくためのピアサポーターの人材育成等の取組をモデル的に実施する事業の創設
- 5 認知症伴走型支援拠点の整備の推進 (市町村)

【負担割合】 国1/2 ※3(4)のみ定額



若年性認知症支援コーディネーターのための
「情報共有システム」概要

システムの構成

① 相談記録システム

個別支援の記録、登録、集計・分析

② 支援事例共有システム

様々な支援事例の共有

③ 掲示板機能

情報交換

連携ツール
活動情報を収載し
その情報を共有

データ
Webサーバー

① 相談記録 効率化、実態把握

○共通記録シートを活用、簡易なPC入力と報告のシステム化により、記録や報告業務を効率化

- ・必要事項を網羅した入力様式を活用
- ・相談件数等の集計・報告をシステム化
- ・集計データを活用し、実態把握と分析による課題等の明確化が可能

報告データからは
個人情報等を除外

月	医療的な情報提供	入居対応について助言	精神的支援	介護方法等の工夫	介護保険の情報提供	介護保険以外の情報提供	経済的悩みへの対応	その他
4月	61	20	75	51	55	54	30	306
5月	44	11	77	36	28	62	18	115
6月	59	8	78	32	24	53	22	118

② 支援事例共有

○支援好事例や困難事例を共有

- ・支援方法、困難事例への対応力強化
- ・一般就労、福祉的就労、居場所、介護保険、その他でカテゴリー検索可

③ 掲示板 連携強化

○研修会・啓発資料等の活動情報を共有

- ・行政担当者、支援コーディネーターの連携の場として活用
- ・業務企画運営の参考資料掲載
- ・研修会・セミナー情報、啓発用資料など
- ※地図上で都道府県別に検索機能
- ・相談記録データの集計速報掲載

支援コーディネーターの活動には
行政の支援が不可欠、積極的な活用を!

※システムは認知症介護研究・研修大府センター
(全国若年性認知症支援センター)が管理

若年性認知症の人への支援強化、対応力向上